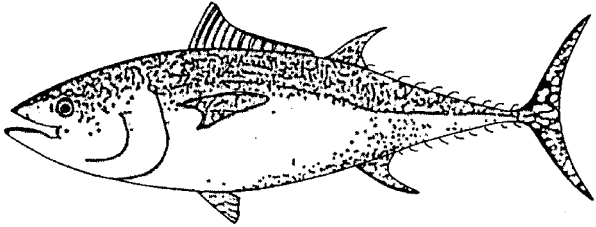
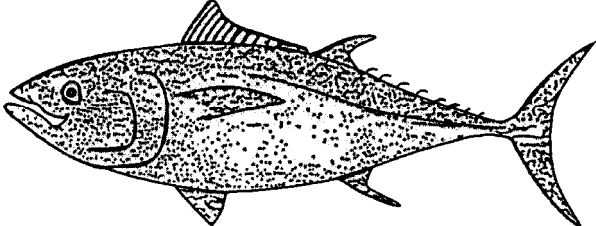


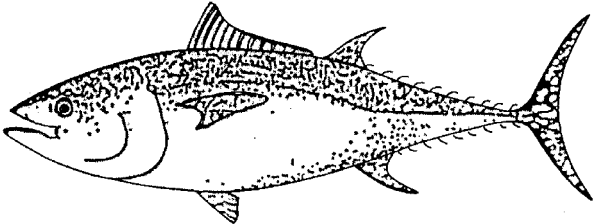
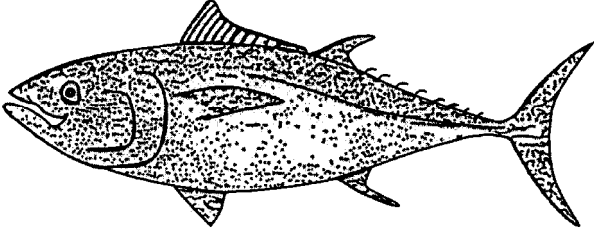
分類例規（第 2 編）改正

新	旧
<u>0301.94</u> <u>0302.35</u> <u>0303.45</u> 1. くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス） 「くろまぐろ（学名 <i>Thunnus thynnus</i>、英名 Bluefin tuna）」とは、北太平洋及び北大西洋の温暖域に広く分布し、体長は2.5メートル程度、体の背部は濃青黒色、腹部は灰色である。 なお、「みなみまぐろ（<i>Thunnus maccoyii</i>、英名 Southern Bluefin tuna）」は、「くろまぐろ」に似ているが第0301.95号、第0302.36号又は第0303.46号に分類されるまぐろである。「みなみまぐろ」の特徴としては、赤道より南に生息すること（ジャワ島、オーストラリア東海域、南海域、中部・東部太平洋の南半球に広く分布）、体の背部は晴青色、腹部は銀白色、尾部の隆起が黄色であること、及び体長が1.8メートル前後と「くろまぐろ」より小振りであることが挙げられる。 <u>〔くろまぐろ〕</u>  <u>〔みなみまぐろ〕</u> 	（新 規）

分類例規（第 2 編）改正

新		旧	
03.02項	1 . キングクリップ (King clip) として分類する魚種の範囲について 関税率表第0302. 69号、<u>第0303. 79号、第0304. 19号又は第0304. 99号</u>に分類されることとなるキングクリップ (King clip) の範囲については、Ophidiidae科、<i>Gengpterus</i>属の魚で、魚種名が<i>Genypterus</i>ーと称される魚種をキングクリップとして取り扱うこととする。	03.02項	1 . キングクリップ (King clip) として分類する魚種の範囲について 関税率表第0302. 69号、<u>第0302. 79号、第0304. 10号又は第0304. 90号</u>に分類されることとなるキングクリップ (King clip) の範囲については、Ophidiidae科、<i>Gengpterus</i>属の魚で、魚種名が<i>Genypterus</i>ーと称される魚種をキングクリップとして取り扱うこととする。

分類例規（第 2 編）改正

新	旧
(削 除)	0302.35 0303.45 1. くらまぐろ (トゥヌス・ティヌス) 「くらまぐろ (Thunnus thynnus、英名Bluefin tuna)」とは、北太平洋及び北大西洋の温暖域に広く分布し、体長は2.5メートル程度、体の背部は濃青黒色、腹部は灰色である。 なお、「みなみまぐろ (Thunnus maccoyii、英名Southern Bluefin tuna)」は、「くらまぐろ」に似ているが第0302.36号、第0303.46号に分類されるまぐろである。「みなみまぐろ」の特徴としては、赤道より南に生息すること（ジャワ島、オーストラリア東海域、南海域、中部・東部太平洋の南半球に広く分布）、体の背部は晴青色、腹部は銀白色、尾部の隆起が黄色であること、及び体長が1.8メートル前後と「くらまぐろ」より小振りであることが挙げられる。 [くらまぐろ]  [みなみまぐろ] 

分類例規（第 2 編）改正

新	旧
<u>0302.67</u> <u>0303.61</u> <u>1. めかじき</u> 「めかじき（学名<i>Xiphias gladius</i>、英名Swordfish）」とは、スズキ目、サバ亜目、メカジキ科に含まれる魚のことで、全世界の温帯、熱帯海域に広く分布するものであり、体長は4.5メートル程度で、偏平で著しく長い吻、大きな各側1条の尾部隆起縁によりスズキ目、サバ亜目、真カジキ科魚類と区別される。	<u>0303.79</u> <u>1. めかじき（冷凍）</u> 「めかじき（学名<i>Xiphias gladius</i>、英名Swordfish）」とは、スズキ目、サバ亜目、メカジキ科に含まれる魚のことで、全世界の温帯、熱帯海域に広く分布するものであり、体長は4.5メートル程度で、偏平で著しく長い吻、大きな各側1条の尾部隆起縁によりスズキ目、サバ亜目、真カジキ科魚類と区別される。

分類例規（第 2 編）改正

新		旧	
<u>2005.99</u>	<u>1．にんにくの粉（気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。））</u> （省 略）	<u>2005.90</u>	<u>1．にんにくの粉（気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。））</u> （省 略）
<u>2106.90</u>	2．ビタミンをもととした栄養補助食品の具体例等について <u>関税率表第21.06項に分類される「ビタミンをもととした栄養補助食品」の具体例等については次のとおりである。</u> （省 略）	<u>2106.90</u>	2．ビタミンをもととした栄養補助食品の具体例等について <u>関税率表第21.06項に分類されるビタミンをもととした栄養補助食品の取扱いについては、昭和62年12月23日付蔵関第1299号により通達されたところであるが、その具体例等については次のとおりであるので参考までに通知する。</u> （省 略）

分類例規（第2編）改正

新	旧
<u>2208.40</u> <u>1．ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒の認定基準について</u> <u>（1）この号には、第22.08項の関税率表解説の（3）の規定により、砂糖きび製品（砂糖きびの搾汁、砂糖きびのシロップ、甘しや糖の糖蜜）のみを発酵して得られる蒸留酒が分類される。この号には、ラム、タフィアのほか、ブラジル原産で砂糖きびの搾汁のみを発酵して得られるカシャサ（cachaça）もまた含む。また、この号には、砂糖きび以外の原料を用いたものは含まれないことから、米と糖蜜を発酵させ、蒸留したものをエチルアルコールに混合したメコンウイスキーと称されるもの、米麴に砂糖製品を混合して得た蒸留酒（例えば、黒糖しようにゅう）は含まれないことに留意する。なお、砂糖きびの製品を原料にした場合であっても、糖蜜等を発酵後、連続蒸留したニュートラルスピリッツは、第2208.90号に分類されることから、これを更に水で希釈した製品（例えば、連続式蒸留しようにゅう）は、第2208.40号には分類されないことに留意する。</u> <u>（2）小売容器入り以外の状態で輸入されるスピリッツ類で糖蜜又はさとうきび搾汁を原料として製造されたもののうち、次の条件を満たすものは、第2208.40号のラムに、又、その他のものは、エチルアルコール又は変性アルコール（第22.07項又は第2208.90号－1－（2））に該当するものとして取扱う。</u> <u>イ．原産国の政府機関又はその代行機関により、次のことが証明されること</u> <u>① 糖みつ又はさとうきび搾汁を原料として製造されたものであること</u> <u>② 蒸留の際の留出時のアルコール分（留出物を受入容器に容在する状態で判定する。）が95度未満のものであること</u> <u>③ 分析時のアルコール分が90度未満であること</u> <u>ロ．輸入しようとする貨物（以下「輸入品」という。）が、そのまま又は水で希釈した場合に飲用に適することが、国内の検査機関により証明されること</u> <u>ハ．輸入品の香気成分のガスクロマトグラフが、ラムとして市販され</u>	<u>2208.40</u> <u>1．ラム酒の認定基準について</u> <u>小売容器入り以外の状態で輸入されるスピリッツ類で糖蜜又はさとうきび搾汁を原料として製造されたもののうち、次の条件を満たすものは、第2208.40号のラムに、又、その他のものは、エチルアルコール又は変性アルコール（第22.07項又は第2208.90号－1－（2））に該当するものとして取扱う。</u> <u>（1）原産国の政府機関又はその代行機関により、次のことが証明されること</u> <u>① 糖みつ又はさとうきび搾汁を原料として製造されたものであること</u> <u>② 蒸留の際の溜出時のアルコール分（留出物を受入容器に容在する状態で判定する。）が95度未満のものであること</u> <u>③ 分析時のアルコール分が90度未満であること</u> <u>（2）輸入しようとする貨物（以下「輸入品」という。）が、そのまま又は水で希釈した場合に飲用に適することが、国内の検査機関により証明されること</u> <u>（3）輸入品の香気成分のガスクロマトグラフが、ラムとして市販されて</u>

分類例規（第2編）改正

新	旧
<u>ている小売容器入りの酒（小売容器のシール及びラベルがついているものに限るものとし、輸入者により提出されるものを含む。）に類似していること</u> <u>ニ．輸入品から次の各成分が検出されること</u> ① <u>N-Propyl alcohol</u> ② <u>Isobutyl alcohol（sec-butyl alcoholを含む。以下同じ。）</u> ③ <u>Isoamyl alcohol（sec-isoamyl alcohol、tert-amyl alcohol及びactive amyl alcoholを含む。以下同じ。）</u> ④ <u>β-Phenylethyl alcohol</u> ⑤ <u>Ethyl caproate</u> ⑥ <u>Ethyl caprylate</u> ⑦ <u>Ethyl caprate</u> <u>ホ．ガスクロマトグラフ法により定量したn-propyl alcohol、isobutyl alcohol及びisoamyl alcoholの合計含有量がアルコール分10度（10度未満は切り捨てるものとする。）につき12.5ppm以上であること</u>	<u>いる小売容器入りの酒（小売容器のシール及びラベルがついているものに限るものとし、輸入者により提出されるものを含む。）に類似していること</u> <u>（4）輸入品から次の各成分が検出されること</u> ① <u>N-Propyl alcohol</u> ② <u>Isobutyl alcohol（sec-butyl alcoholを含む。以下同じ。）</u> ③ <u>Isoamyl alcohol（sec-isoamyl alcohol、tert-amyl alcohol及びactive amyl alcoholを含む。以下同じ。）</u> ④ <u>β-Phenylethyl alcohol</u> ⑤ <u>Ethyl caproate</u> ⑥ <u>Ethyl caprylate</u> ⑦ <u>Ethyl caprate</u> <u>（5）ガスクロマトグラフ法により定量したn-propyl alcohol、isobutyl alcohol及びiso amyl alcoholの合計含有量がアルコール分10度（10度未満は切り捨てるものとする。）につき12.5ppm以上であること。</u>

分類例規（第 2 編）改正

新		旧	
2309.90	1 . 飼料用に供する種類の調製品 （省 略） （2）「気密容器入りのもの」の解釈及びその認定方法は、本例規の第 <u>2005.99号</u>－1 による。 （省 略）	2309.90	1 . 飼料用に供する種類の調製品 （省 略） （2）「気密容器入りのもの」の解釈及びその認定方法は、本例規の第 <u>2005.90号</u>－1 による。 （省 略）
27.10項	8 . 自動車の燃料用揮発油の取扱いについて 輸入統計品目番号2710.11－137の「自動車の燃料用のもの」には、関税率表番号第2710.11号－1－（1）－Cに分類される揮発油のうち、輸入時の性状が、日本工業規格の「自動車用ガソリン」（JIS K2202）に定める規格に合致するものを分類する（輸入後において、自社ブランドの規格に適合させるため、更に混合調整するかどうかを問わない。）。	27.10項	8 . 自動車の燃料用揮発油の取扱いについて 輸入統計品目番号2710.11－137の「自動車の燃料用のもの」には、関税率表番号第2710.11号－1－（1）－C－[3]に分類される揮発油のうち、輸入時の性状が、日本工業規格の「自動車用ガソリン」（JIS K2202）に定める規格に合致するものを分類する（輸入後において、自社ブランドの規格に適合させるため、更に混合調整するかどうかを問わない。）。
<u>3001.90</u>	<u>1 . 熊（ゆう）胆（fel ursi）</u> （省 略）	<u>3001.10</u>	<u>1 . 熊（ゆう）胆（fel ursi）</u> （省 略）
3002.10	2 . 免疫血清の関税分類について （削 除） 第3002.10号（輸入統計細分100、200、410、490）には以下の規定に合致するものが分類される。 （省 略） （注）<u>モノクローナル抗体は、30類注 2 の規定により、変性免疫産品として第3002.10号（輸入統計細分490）に分類される。</u>	3002.10	2 . 免疫血清の関税分類について <u>1 . 免疫血清の分類について</u> 第3002.10号（輸入統計細分100、200、410、490）には以下の規定に合致するものが分類される。 （省 略） （注）<u>モノクローナル抗体は、血液又は血清等の血液成分から得られるものではないので第3002.10号に分類されず、その特性から通常第3002.90号（輸入統計細分100）に分類される。</u>

分類例規（第 2 編）改正

新	旧
42.02項 2．貴金属をめっきした金属を使用したハンドバッグの取扱いについて 貴金属をめっきした金属を使用したハンドバッグの取扱いについては、次によることとする。 1．ハンドバッグを通常使用する状態（例えば、ハンドバッグの口を閉じた状態）で直接目にふれない部分に貴金属をめっきした金属を使用したものは、第4202.21号（輸入統計細分110、120）及び第4202.22号（<u>輸入統計細分100</u>）の適用上、当該金属を使用したものとはみなさない（別添図1参照）。 2．ハンドバッグのさ細な部分に金属めっきした金属を使用したものは、第4202.21号（輸入統計細分110、120）及び第4202.22号（<u>輸入統計細分100</u>）の適用上、当該金属を使用したものとはみなさない。 （省 略）	42.02項 2．貴金属をめっきした金属を使用したハンドバッグの取扱いについて 貴金属をめっきした金属を使用したハンドバッグの取扱いについては、次によることとする。 1．ハンドバッグを通常使用する状態（例えば、ハンドバッグの口を閉じた状態）で直接目にふれない部分に貴金属をめっきした金属を使用したものは、第4202.21号（輸入統計細分110、120）及び第4202.22号（<u>輸入統計細分110</u>）の適用上、当該金属を使用したものとはみなさない（別添図1参照）。 2．ハンドバッグのさ細な部分に金属めっきした金属を使用したものは、第4202.21号（輸入統計細分110、120）及び第4202.22号（<u>輸入統計細分110</u>）の適用上、当該金属を使用したものとはみなさない。 （省 略）
<u>4203.21</u> 2．野球用グローブ及びミット（バッティンググローブを除く。）（輸入統計細分210） （省 略）	<u>4203.21</u> 2．野球用グローブ及びミット（バッティンググローブを除く。）（輸入統計細分230） （省 略）
<u>4409.21</u> 1．竹製の串（くし） 本品は、竹の細い引抜材を定寸（約10～15センチメートル）に切ったもの又はその一端を削ってとがらせたものである。輸入後、加工することなく一般にそのまま食品の串（くし）差しに使用される。 定寸に切ったもの <u>第4409.21号</u>－1 一端を削ってとがらせたもの 第4421.90号 定寸に切ったものは、引抜材を一定の長さに切断したのみでそれ以上の加工がされていないので、引抜材として<u>第4409.21号</u>－1に属する。 一端を削ってとがらせたものは、引抜材を一定の長さに切断し、更に加工したものであるので、一種の製品として第4421.90号に属する。 （省 略）	<u>4409.20</u> 1．竹製の串（くし） 本品は、竹の細い引抜材を定寸（約10～15センチメートル）に切ったもの又はその一端を削ってとがらせたものである。輸入後、加工することなく一般にそのまま食品の串（くし）差しに使用される。 定寸に切ったもの <u>第4409.20号</u>－1 一端を削ってとがらせたもの 第4421.90号 定寸に切ったものは、引抜材を一定の長さに切断したのみでそれ以上の加工がされていないので、引抜材として<u>第4409.20号</u>－1に属する。 一端を削ってとがらせたものは、引抜材を一定の長さに切断し、更に加工したものであるので、一種の製品として第4421.90号に属する。 （省 略）

分類例規（第 2 編）改正

新		旧	
<u>4601.29</u>	<u>1．敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）（いぐさ製又は七島い製のもの）</u> （省 略）	<u>4601.20</u>	<u>1．敷物及びすだれ（植物材料製のものに限る。）（いぐさ製又は七島い製のもの）</u> （省 略）
<u>4601.94</u>	<u>1．むしろ、こも及びアンペラ</u> （省 略）	<u>4601.91</u>	<u>1．むしろ、こも及びアンペラ</u> （省 略）
<u>4601.94</u>	<u>2．その他のもの（植物性材料製のもの）（いぐさ製又は七島い製のもの）</u> 関税率表第<u>4601.94</u>号－3－（1）に掲げる貨物のうち「畳表」とは、いぐさ又は七島いを緯とし、糸を経として製織したもののうち、その織幅（製織された部分）が80センチメートル以上のものをいう。	<u>4601.91</u>	<u>2．その他のもの植物材料製のもの（いぐさ製又は七島い製のもの）</u> 関税率表第<u>4601.91</u>号－3－（1）に掲げる貨物のうち「畳表」とは、いぐさ又は七島いを緯とし、糸を経として製織したもののうち、その織幅（製織された部分）が80センチメートル以上のものをいう。
<u>4601.94</u>	<u>3．関税率表第4601.94号 - 3 - （1）に掲げる貨物のうち「畳表」の面積計算法</u> 関税率表第<u>4601.94</u>号－3－（1）に掲げる貨物のうち「畳表」の面積計算については、織幅を用いる（下図参照）。 （省 略）	<u>4601.91</u>	<u>3．関税率表第4601.91号 - 3 - （1）に掲げる貨物のうち「畳表」の面積計算法</u> 関税率表第<u>4601.91</u>号－3－（1）に掲げる貨物のうち「畳表」の面積計算については、織幅を用いる（下図参照）。 （省 略）
<u>4602.19</u>	<u>1．マニラ麻繊維製のマット</u> （省 略）	<u>4602.10</u>	<u>1．マニラ麻繊維製のマット</u> （省 略）

分類例規（第 2 編）改正

新	旧
<u>4602.19</u> <u>2 . 畳床</u> (省 略) <u>5003.00</u> <u>1 . 繭の関税分類について</u> (省 略) (2) 税番第<u>5003.00号</u>に該当する「繰糸に適しない繭」の解釈 (省 略) (3) 税番第5001.00号の繭と税番第<u>5003.00号</u>の繭が混合した繭の取扱い 第5001.00号の繭と第<u>5003.00号</u>の繭が混合した繭については、第5001.00号の繭と第<u>5003.00号</u>の繭を、それぞれ、分離して分類する。 但し、第<u>5003.00号</u>に該当するくず繭と第5001.00号に該当する選除繭のうち、比較的品質の良く繰糸可能な繭（玉繭を含む。）が混合した繭で、くず繭が主体となっており、かつ、全体がくず繭の用途（例えば、絹紡糸）に供する品質と認められるものについては、分離することなく、全体を一括して第<u>5003.00号</u>に分類する。 (別紙) くず繭（繰糸に適しない繭）の種類及び具体的選別基準について 税番第<u>5003.00号</u>に該当するくず繭の種類及びその具体的選別基準は次のとおりとする。 (省 略)	<u>4602.10</u> <u>2 . 畳床</u> (省 略) <u>5003.10</u> <u>1 . 繭の関税分類について</u> (省 略) (2) 税番第<u>5003.10号</u>に該当する「繰糸に適しない繭」の解釈 (省 略) (3) 税番第5001.00号の繭と税番第<u>5003.10号</u>の繭が混合した繭の取扱い 第5001.10号の繭と第<u>5003.10号</u>の繭が混合した繭については、第5001.00号の繭と第<u>5003.10号</u>の繭を、それぞれ、分離して分類する。 但し、第<u>5003.10号</u>に該当するくず繭と第5001.00号に該当する選除繭のうち、比較的品質の良く繰糸可能な繭（玉繭を含む。）が混合した繭で、くず繭が主体となっており、かつ、全体がくず繭の用途（例えば、絹紡糸）に供する品質と認められるものについては、分離することなく、全体を一括して第<u>5003.10号</u>に分類する (別紙) くず繭（繰糸に適しない繭）の種類及び具体的選別基準について 税番第<u>5003.10号</u>に該当するくず繭の種類及びその具体的選別基準は次のとおりとする。 (省 略)

分類例規（第 2 編）改正

新	旧
<u>5003.00</u> <u>2 . 繭の関税分類に関する具体的取扱いについて</u> (1) 税番第5001.00号の繭と税番<u>第5003.00号</u>の繭が混合した繭の具体的取扱い イ <u>第5003.00号</u>のくず繭に第5001.00号の上繭が選除誤差として認められる程度（全重量の通常 1 %程度）混入した繭については、全体を<u>第5003.00号</u>の「くず繭」として分類して差し支えない。 ロ <u>第5003.00号</u>のくず繭に第5001.00号の上繭から選除されたいわゆる選除繭のうち、比較的品质が良く繰糸可能な繭（玉繭を含む。以下「下級繭」という。）が混入した繭については、下級繭が全重量の50%未満と認められる場合は、全体を<u>第5003.00号</u>の「くず繭」として分類して差し支えない。 ハ <u>第5003.00号</u>のくず繭に第5001.00号の下級繭及び選除誤差として認められる程度（全重量の通常 1 %程度）の上繭が混入した繭については、上繭を下級繭とみなし、上記ロによることとする。 （省 略）	<u>5003.10</u> <u>2 . 繭の関税分類に関する具体的取扱いについて</u> (1) 税番第5001.00号の繭と税番<u>第5003.10号</u>の繭が混合した繭の具体的取扱い イ <u>第5003.10号</u>のくず繭に第5001.00号の上繭が選除誤差として認められる程度（全重量の通常 1 %程度）混入した繭については、全体を<u>第5003.10号</u>の「くず繭」として分類して差し支えない。 ロ <u>第5003.10号</u>のくず繭に第5001.00号の上繭から選除されたいわゆる選除繭のうち、比較的品质が良く繰糸可能な繭（玉繭を含む。以下「下級繭」という。）が混入した繭については、下級繭が全重量の50%未満と認められる場合は、全体を<u>第5003.10号</u>の「くず繭」として分類して差し支えない。 ハ <u>第5003.10号</u>のくず繭に第5001.00号の下級繭及び選除誤差として認められる程度（全重量の通常 1 %程度）の上繭が混入した繭については、上繭を下級繭とみなし、上記ロによることとする。 （省 略）
<u>5305.00</u> <u>1 . Coir Twisted Mattress Fibre</u> （省 略）	<u>5305.11</u> <u>又は</u> <u>5305.19</u> <u>1 . Coir Twisted Mattress Fibre</u> （省 略）
<u>5305.00</u> <u>2 . ラミー（精練したものに限る。）</u> （省 略）	<u>5305.90</u> <u>1 . ラミー（精練したものに限る。）</u> （省 略）
<u>5404.19</u> <u>1 . X-ray thread</u> （省 略）	<u>5404.10</u> <u>1 . X-ray thread</u> （省 略）

分類例規（第 2 編）改正

新	旧
<u>6812.99</u> <u>1 . “ Turnall ” asbestos ship's board</u> 本品は石綿板（厚さ約 2 センチメートル）<u>（石綿（クロシドライトを除く。）を主成分とする混合物）</u>の両面をフェノール樹脂板（厚さ約 2 ミリメートル）で補強したもので二種あり、一種はさらにその両面を、他の一種は片面をメラミン樹脂（模様を印刷した紙を裏打ちした非常に薄いもの）により化粧したもので、船室の扉、仕切、壁等に使用され断熱、耐燃、防音等の効果がある。 （省 略）	<u>6812.90</u> <u>1 . “ Turnall ” asbestos ship's board</u> 本品は石綿板（厚さ約 2 センチメートル）<u>（石綿を主成分とする混合物）</u>の両面をフェノール樹脂板（厚さ約 2 ミリメートル）で補強したもので二種あり、一種はさらにその両面を、他の一種は片面をメラミン樹脂（模様を印刷した紙を裏打ちした非常に薄いもの）により化粧したもので、船室の扉、仕切、壁等に使用され断熱、耐燃、防音等の効果がある。 （省 略）
<u>7321.89</u> <u>1 . Stockermatic super heater</u> （省 略）	<u>7321.83</u> <u>1 . Stockermatic super heater</u> （省 略）
<u>8443.19</u> <u>1 . Automatic pottery printing machine</u> （省 略） 本品は、版を使用して、押捺（なつ）により模様を形成する機械であるので、印刷機に該当する。その様式等から判断すると、<u>第8443.19号</u>に属するものである。	<u>8443.59</u> <u>1 . Automatic pottery printing machine</u> （省 略） 本品は、版を使用して、押捺（なつ）により模様を形成する機械であるので、印刷機に該当する。その様式等から判断すると、<u>第8443.59号</u>に属するものである。

分類例規（第 2 編）改正

新	旧
<u>8508.19</u> <u>1 . Built-in vacuum cleaner</u> （省 略） 本品のパワーユニット、インレット及びクリーニングセットは、掃除という機能を共同して分担しているものであるので、関税率表解説の第16部の機能ユニットに関する規定に照らし、機能ユニットとして<u>真空式掃除機</u>と認められる。 （省 略） したがって、パワーユニット、インレット及びクリーニングセットは、家庭用の真空式掃除機として第8508.19号に、配管用パイプは塩化ビニルの管として第3917.23号に、配管用パイプの継手は塩化ビニル製品として第3917.40号にそれぞれ属する。	<u>8509.10</u> <u>1 . Built-in vacuum cleaner</u> （省 略） 本品のパワーユニット、インレット及びクリーニングセットは、掃除という機能を共同して分担しているものであるので、関税率表解説の第16部の機能ユニットに関する規定に照らし、機能ユニットとして<u>第85類の注 3（a）に規定する家庭用の真空掃除機</u>と認められる。 （省 略） したがって、パワーユニット、インレット及びクリーニングセットは、家庭用の真空式掃除機として第8509.10号に、配管用パイプは塩化ビニルの管として第3917.23号に、配管用パイプの継手は塩化ビニル製品として第3917.40号にそれぞれ属する。
<u>8519.81</u> <u>1 . ディスク式録音再生機器（デジタル式のものに限る。）</u> （省 略）	<u>8520.90</u> <u>1 . ディスク式録音再生機器（デジタル式のものに限る。）</u> （省 略）
<u>8543.70</u> <u>1 . Electro-luminescence lamp</u> （省 略） 本品は、試験研究のため輸入されたものであり、一般の照明器具のように、照明用としての用途が明確でなく、また、その構造及び機能から未だ一種の発光体に過ぎないと認められるので、その他の電気機器として<u>第8543.70号</u>に属する。	<u>8543.89</u> <u>1 . Electro-luminescence lamp</u> （省 略） 本品は、試験研究のため輸入されたものであり、一般の照明器具のように、照明用としての用途が明確でなく、また、その構造及び機能から未だ一種の発光体に過ぎないと認められるので、その他の電気機器として<u>第8543.89号</u>に属する。

分類例規（第2編）改正

新		旧	
8543.70	<u>2 . Electrostatic fluidized bed apparatus</u> (省 略) 本品におけるタンクの振動及び空気の噴出は、タンク上部に粉体塗料の均一な浮動層を形成するためのものであり、被塗装物に対する粉体塗料の付着は、主として帯電した粉末粒子と被塗装物との間の電気現象によっていると認められるので、本品はその他の電気機器として<u>第8543.70号</u>に属する。	8543.89	<u>2 . Electrostatic fluidized bed apparatus</u> (省 略) 本品におけるタンクの振動及び空気の噴出は、タンク上部に粉体塗料の均一な浮動層を形成するためのものであり、被塗装物に対する粉体塗料の付着は、主として帯電した粉末粒子と被塗装物との間の電気現象によっていると認められるので、本品はその他の電気機器として<u>第8543.89号</u>に属する。
8544.42 又は <u>8544.49</u>	<u>1 . 通信用の電気導体（通信用電線）の取扱いについて</u> <u>標記の物品（電線のうち通信用に使用されるもの）については、1996年12月13日に作成された「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言（通称：I T A）」に基づき、第8544.42号及び第8544.49号のうち通信用のものがその対象とされており、その取扱いの範囲については、下記のとおりである。</u> (省 略)	8544.41、 <u>8544.49</u> 又は <u>8544.51</u>	<u>1 . 通信用の電気導体（通信用電線）の取扱いについて</u> <u>標記の物品（電線のうち通信用に使用されるもの）については、1996年12月13日に作成された「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言（通称：I T A）」に基づき、8544.41号、8544.49号及び8544.51号のうち通信用のものがその対象とされており、その取扱いの範囲については、下記のとおりである。</u> (省 略)
8544.42 又は <u>8544.49</u>	<u>2 . 通信用電線及び電力供給用電線の代表例について</u> <u>8544.42又は8544.49の1. 「通信用の電気導体（通信用電線）の取扱いについて」の1に掲げる通信用電線及び2に掲げる電力供給用電線の代表例については以下のとおりである。</u> (省 略)	8544.41、 <u>8544.49</u> 又は <u>8544.51</u>	<u>2 . 通信用電線及び電力供給用電線の代表例について</u> <u>8544.41、8544.49又は8544.51の1. 「通信用の電気導体（通信用電線）の取扱いについて」の1に掲げる通信用電線及び2に掲げる電力供給用電線の代表例については以下のとおりである。</u> (省 略)

分類例規（第 2 編）改正

新	旧
8711.00 1 . Surf racer (省 略) 本品は、第17部の注 1 及び第95類の注 1 （n）の規定により、第95. 03 項又は第95. 08項に該当しない限り第87類に属する。 (省 略)	8711.00 1 . Surf racer (省 略) 本品は、第17部の注 1 及び第95類の注 1 （n）の規定により、<u>第95. 01 項</u>、第95. 03項又は第95. 08項に該当しない限り第87類に属する。 (省 略)
<u>9401.51</u> <u>1 . Rattan chair</u> (省 略) 本品は通常のいすの脚に相当する部分はないが、通常床面に置いて使用されるものであり、これに座った際に本品の座及び背もたれは人の体を支えるので、和室の生活においては通常のいすと同様の機能を有する家具と認められる。したがって、とう製の腰掛けとして<u>第9401. 51号</u>に属する。	<u>9401.50</u> <u>1 . Rattan chair</u> (省 略) 本品は通常のいすの脚に相当する部分はないが、通常床面に置いて使用されるものであり、これに座った際に本品の座及び背もたれは人の体を支えるので、和室の生活においては通常のいすと同様の機能を有する家具と認められる。したがって、とう製の腰掛けとして<u>第9401. 50号</u>に属する。
<u>95.03項</u> <u>1 . Chinese plaster doll</u> 本品は石膏（こう）を材料として曲芸をする幼児、楽器を鳴らす幼児等各種姿態の幼児を形作り、民族衣裳等を極彩色に塗り上げたもので、その大きさは3センチメートル～8センチメートルである。本品は、幼児の容姿、表情等にかわいらしさが強調されている点、寸法がマスコットのである点、美しく彩色され、婦女子に専用のものであると認められる点等を考慮して、一種の装飾用の人形として、<u>第95. 03項</u>の人形に属するのが適当である。 なお、人形 <u>(95. 03)</u> 又は装飾的置物（材料別製品の項）のいずれに属するか明らかでない場合には、次の諸点を参考として<u>第95. 03項</u>の人形と認定することとする。 (省 略)	<u>95.02項</u> <u>1 . Chinese plaster doll</u> 本品は石膏（こう）を材料として曲芸をする幼児、楽器を鳴らす幼児等各種姿態の幼児を形作り、民族衣裳等を極彩色に塗り上げたもので、その大きさは3センチメートル～8センチメートルである。本品は、幼児の容姿、表情等にかわいらしさが強調されている点、寸法がマスコットのである点、美しく彩色され、婦女子に専用のものであると認められる点等を考慮して、一種の装飾用の人形として、<u>第95. 02項</u>の人形に属するのが適当である。 なお、人形 <u>(95. 02)</u> 又は装飾的置物（材料別製品の項）のいずれに属するか明らかでない場合には、次の諸点を参考として<u>第95. 02項</u>の人形と認定することとする。 (省 略)

分類例規（第 2 編）改正

新	旧
95.03項 <u>2．節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類の取扱いについて</u> （省 略） （ii）<u>第95.03項</u>に属することとなる人形の附属品には、人形の衣類、靴、帽子等のように直接人形そのものに使用するものを含み、節句飾物用のびょうぶのように背景として装飾効果を高めるものは含まないこととする。ただし、人形とともに節句飾物のセットとして輸入する場合には、重要な構成要素は人形にあると認め一括して人形として分類する。 （省 略）	95.02項 <u>2．節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類の取扱いについて</u> （省 略） （ii）<u>第95.02項</u>に属することとなる人形の附属品には、人形の衣類、靴、帽子等のように直接人形そのものに使用するものを含み、節句飾物用のびょうぶのように背景として装飾効果を高めるものは含まないこととする。ただし、人形とともに節句飾物のセットとして輸入する場合には、重要な構成要素は人形にあると認め一括して人形として分類する。 （省 略）
95.03項 <u>3．がん具と身辺用細貨類の分類基準</u> （省 略）	95.03項 <u>1．がん具と身辺用細貨類の分類基準</u> （省 略）
（削 除）	95.03項 <u>2．節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類の取扱いについて</u> <u>95.02項／2を参照</u>
95.05項 <u>1．節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類の取扱いについて</u> <u>95.03項／2を参照</u> （省 略）	95.05項 <u>1．節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類の取扱いについて</u> <u>95.02項／2を参照</u> （省 略）